

南丹市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

平成 20 年 10 月 31 日

告示第 255 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南丹市情報公開条例（平成 18 年南丹市条例第 9 号）第 16 条の規定に基づき、市政に関する情報を積極的に提供するため、市長交際費の支出状況の公表（以下「公表」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する情報)

第 2 条 公表する情報は、市長交際費の支出に係る情報のうち、次に掲げる情報とする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出日
- (3) 支出内容等
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる情報のうち、個人情報を保護する上で必要と認められるときは、当該情報の全部又は一部を公表しないことができる。

(公表の時期)

第 3 条 公表は、毎月 15 日までに当該月の前月に支出された市長交際費について行うものとする。

(公表の方法)

第 4 条 公表は、市のホームページに掲載するとともに、企画管理部人事秘書課において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に支出される市長交際費について適用する。